

秘

陸亞密第六〇六八號

昭和十九年七月拾壹日

(甲)

帝國内指定地域ニ在ル部隊ニ屬スル患者ノ所屬等ニ關スル件中改正ノ件陸軍一般へ通牒

昭和十九年七月一日

陸軍省副官 菅 井 斌 鷹

昭和十九年陸亞密第二六五七號帝國内指定地域ニ在ル部隊ニ屬スル患者ノ所屬等ニ關スル件中「第三十二軍」ノ下ニ「小笠原兵團」ヲ加ヘラレタルニ付依命通牒ス

0244

新潟出張所

8488  
78

陸軍